

給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書 特別徴収

※	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
処 理 事 項			

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日	片品村長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	-		特別徴収義務者 指定番号				
			名称				個人番号				
			代表者の 職氏名印	印			連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 () - 番			
給 与 所 得 者				(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の	異動後の未徴収	1月1日以降	退職手当等
フリガナ				特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日	税額の徴収	退職時までの 給与支払額	の支払額 (支払予定額)
氏 名	(旧姓)			円	月分 から	円	円	. . .	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)							1.退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	控除社会 保険料額	勤続年数
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)				月分 まで				〔 残額を異動者から 全額徴収して納入する 〕	円	年
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)								〔 残額を退職者本人 が納入する 〕	円	年

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職 手当等の 支払予定日	一括徴収予定額 支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	※市記入欄	月 割 額		●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間の退職した方の 残額については退職時に一括徴収することが 義務づけられています。(地方税法321の5②) なお、それ以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の 方法で納入して下さるようお願いいたします。
1. 異動が平成 年12月31日までで、 申出があったため(月 日申出)			円	円		月 分	月分以降	
2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の 継続の希望がないため			円	円		円	円	
一括徴収できない理由								
(○印を付してください)								
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等が ないため又は未徴収税額より少ないため								
2. その他 理由 ()								
一括徴収した税額は、			月分 (月		日納期限分)で納入します。			

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	-	特別徴収義務者 指定番号		
月分から徴収し			フリガナ				連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 () - 番
納入する。			名称					
			代表者の 職氏名印	印				
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称				経 理 責 任 者 氏 名		

ご 注 意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
- 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で送付した、また、徴収し、新勤務先等に再就職等により新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、市区町村事務長に送付してください。
- 4 ※印の欄は、記入する必要がありません。